**失業保険（基本手当）支給要件まとめ**

**1. 基本手当とは**

一般に失業保険ともいわれる雇用保険の基本手当は、失業中の生活を安定させ、再就職活動を支援するために支給されるものです。

**2. 受給資格の基本要件**

以下の条件を全て満たす必要があります。

**（1）被保険者期間を満たしていること**

原則として離職の日以前2年間に被保険者期間が通算12カ月以上あること。

ただし、倒産・解雇等の場合は離職の日以前1年間に被保険者期間が通算6カ月以上あること。

※「被保険者期間」とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1カ月ごとに区切っていた期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上又は賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上ある月を1カ月としてカウントします。

**（2）失業の状態にあること**

以下の3つに該当する必要があります。

①　会社を離職していること

②　就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があること

③　ハローワークで求職の申込み後、求職活動を行っているにもかかわらず職業に就くことができないこと

※ハローワークで原則として4週間に1回、失業の認定を受けることになります。

**3. 受給手続き**

**（1）「離職票-2」の交付**

離職後、会社から「離職票-2」（3枚複写の離職証明書の3枚目）を受け取ります。

**（1）ハローワークでの手続き**

自宅の最寄りのハローワークに「離職票-2」を持参し、求職の申込みと受給手続きを行います。

※この他、マイナンバーカード、写真2枚、本人名義の預金通帳が必要です。

**4. 受給期間**

原則として、離職日の翌日から1年間です。ただし、その間に病気、けが、妊娠、出産、育児等の理由により引き続き30日以上働くことができなくなった場合は、その働くことのできなくなった日数だけ、最長3年間延長することができます。

**5. 所定給付日数**

基本手当が支給される日数は、所定給付日数と呼ばれ、被保険者期間、離職理由、年齢などによって異なります。一般の離職者の場合、雇用保険の加入期間が10年未満の場合は90日、10年以上20年未満の場合は120日、20年以上で150日となっています。

**6. 支給開始時期**

**（1）待期の満了**

離職票を提出し、求職申込みをしてから7日間の失業している日（待期）が満了後に支給開始となります。

**（2）給付制限**

自己都合退職の場合、原則として、待期満了後、2カ月間の給付制限期間があります。この期間中は基本手当が支給されません。

**7. 1日当たりの給付額（基本手当日額）**

原則として、離職日以前の6カ月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額（「賃金日額」）の約5～6割です。

**8. 注意点**

基本手当の1年間の受給期間は、受給期限ということができます。離職日の翌日から起算されます。基本手当には、所定給付日数がありますが、原則として受給期限を超えて受けることはできません。離職後は、早急に最寄りのハローワークに出向いて手続きをしましょう。